

第二十八号議案

江戸川区立学校設備使用条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年二月十五日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

江戸川区立学校設備使用条例の一部を改正する条例
江戸川区立学校設備使用条例（昭和二十三年九月江戸川区条例第六号）の一部
を次のように改正する。
別表篠崎小学校の項を削る。

付 則

この条例は、江戸川区教育委員会規則で定める日から施行する。

（説明）

江戸川区立篠崎小学校の新校舎の建設に伴い、同校の和室及び多目的室の使用料を削除する必要があるので、本案を提出いたします。